🤁 厚生労働省

長崎労働局

Press Release

長崎労働局発表 令和6年1月16日(火)

報道関係者 各位

【照会先】

長崎労働基準監督署

副署長 森藤 卓朗

労災課長 平野 美佐

電話 095-846-6386 (17:15まで)

 $095-846-6354 \ (17:15\sim19:00)$

労災保険の不正受給に関する刑事告訴について

長崎労働基準監督署(署長 中里 晋)は、令和5年9月29日、労働者災害補償保険の 詐欺被害について、長崎県西海市在住の65歳男性を浦上警察署長へ刑事告訴しました。

1 告訴の内容

(1) 詐欺被害の概要

被告訴人は、就労して賃金を受領していたにもかかわらず、業務上の疾病による療養のため労働することができず賃金を受けていないとする虚偽の請求書を作成し、長崎労働基準監督署へ提出した。

長崎労働基準監督署長は、被告訴人から提出された虚偽の請求書に基づき、被告訴人の金融機関口座へ労働者災害補償保険から休業補償給付金及び休業特別支給金を支払った。このことにより、被告訴人は長崎労働基準監督署から休業補償給付金及び休業特別支給金を騙取した。

(2) 被害額

休業補償給付金 5,304,744 円

休業特別支給金 1,767,690 円

合計 7,072,434 円

※平成29年6月12日から令和3年11月30日までの間の1,494日分

2 関係法令

(1) 詐欺 (刑法第246条第1項)

人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

(2) 告訴権者 (刑事訴訟法第 230 条)

犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

【参考】

労働者災害補償保険(労働者災害補償保険法第1条及び第2条より)

労働者災害補償保険は、業務上の事由、〈略〉又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、〈略〉又は通勤により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

休業補償給付金(労働者災害補償保険法第14条より)

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものである。

休業特別支給金 (労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条より)

休業特別支給金は、労働者が業務上の事由、〈略〉又は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から当該労働者に対し、その申請に基づいて支給するものである。